

平塚市中央図書館改修事業に係る

公募型プロポーザル

募集要項

令和6年9月

平 塚 市

目 次

1. 募集要項の概要.....	1
2. 本事業の概要.....	1
(1) 本事業の実施者.....	1
(2) 本事業の事務局.....	1
(3) 本事業の概要.....	1
(4) 契約方式.....	2
(5) 関係書類等.....	3
3. スケジュール.....	4
(1) プロポーザル公告から供用開始までのスケジュール	4
4. 提案参加資格.....	5
(1) 提案参加者の構成要件	5
(2) 提案参加者の共通要件	5
(3) 提案参加者の資格要件	6
(4) 配置予定技術者の資格	8
(5) 提案参加者の参加資格確認基準日	10
(6) 構成員の変更	10
(7) 配置予定技術者の変更	10
5. 優先交渉権者の選定基準.....	10
6. 募集要項等の閲覧	10
7. 現地確認の参加申し込み	10
(1) 提出期限	10
(2) 提出方法	10
(3) 申込に対する連絡	10
(4) 現地確認	10
(5) 注意事項	10
8. 募集要項等に関する質問	11
(1) 提出期限	11
(2) 提出方法	11
(3) 質問応答結果の公表	11
9. プロポーザル事前審査に関する書類の提出	11
(1) 提出書類	11
(2) 提出期限	13
(3) 提出先	13
(4) 提出方法	13
(5) 提出部数	13
(6) 結果通知	13
10. VE提案及びVE項目対話	13
(1) VE提案の提出	13
(2) VE項目対話の実施	14
(3) 採否の通知	14

1 1. 技術提案書等の提出.....	14
(1) 提出書類.....	15
(2) 提出期限.....	15
(3) 提出先.....	15
(4) 提出方法.....	15
(5) 提出部数.....	15
1 2. 提出審査及び優先交渉権者の選定.....	15
(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日	15
(2) 実施場所.....	15
(3) 参加人数.....	15
(4) 結果通知.....	15
(5) 通知方法.....	15
(6) 結果公表.....	15
(7) プレゼンテーションにおける留意事項.....	15
1 3. 提出書類の取り扱い.....	15
1 4. 契約に関する事項.....	16
(1) 事業契約の締結.....	16
(2) 技術提案の責任の所在.....	16
(3) 技術提案が達成されなかったときの取扱い	16
(4) 契約書類の作成.....	16
1 5. 支払い条件.....	16
1 6. 無効・失格要件.....	17
1 7. 費用負担.....	17
1 8. その他.....	17
(参考) 本プロポーザルの流れ.....	18

1. 募集要項の概要

平塚市（以下「本市」という。）は、平塚市公共施設等個別施設計画に基づき、中央図書館の耐震改修を実施する。昭和45年に開館した中央図書館は、平成8年度に実施した耐震診断（本診断）では、耐震性の不足が報告されている。既に築50年以上を経過しているものの、令和4年度に実施した建物の劣化度調査では「長寿命化可能」と判定されている。そのため、利用者の安心安全、個別施設計画に示された目標耐用年数（76年）に対する残年数や劣化度等を総合的に判断して、耐震補強及び機能回復を中心とした改修を実施する。

また、耐震補強及び改修に伴い、現状を把握した上で、それに合わせた設計計画が重要であり、設計・施工者の持つ固有技術等による、品質確保とコスト抑制、工期短縮の両立を最大限活用できる可能性があるため、公募型プロポーザル方式により設計・施工を実施する者（以下「事業者」という。）を決定する。

本募集要項（以下「本要項」という。）は、本市が本事業を発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2. 本事業の概要

（1）本事業の実施者

平塚市長 落合 克宏（以下「市長」という。）

（2）本事業の事務局

平塚市教育委員会 社会教育部 中央図書館 管理担当

住所：〒254-0041 神奈川県平塚市浅間町12番41号 平塚市中央図書館

電話番号：0463-31-0429

ファクス：0463-31-9984

メールアドレス：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp

事務局受付時間：平日の火曜日から金曜日 午前9時から午後5時

（ただし、月曜日が祝日だった場合は、その翌日の火曜日は休館となる。）

（3）本事業の概要

ア 事業名

平塚市中央図書館改修事業

イ 事業場所

平塚市浅間町12番41号 平塚市中央図書館

ウ 整備対象施設

中央図書館

エ 対象業務

本事業の業務内容は以下のとおりであるが、詳細については、

平塚市中央図書館改修事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）等を参照すること。

（ア）耐震補強工事

鉄筋コンクリート耐震壁、鉄骨ブレース、炭素繊維（鋼板）巻補強、スリット等の設置など

（イ）機能回復

・建築

屋上防水改修、外壁他外装更新、外部金属製建具更新及び修繕、内装各種更新、エレベータ更新など

・電気設備

電源・照明更新、防災設備更新など

・機械設備

換気設備更新、空調機器・配管更新、給排水管更新、衛生器具更新など

（ウ）バリアフリー改修

段差解消、洋便器化などトイレ更新 バリアフリートイレの新設など

(エ) 省エネルギー性能への対応

全面LED照明、熱源・空調方式の最適化など

(オ) その他

図書館西棟の改修など

才 要求水準

本業務の要求する水準は、要求水準書による。これは、本業務を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、本市が本業務に求める内容及び品質を満たすべき最低限の水準である。

カ 遵守すべき法令等

本市と本業務の実施に係る契約を締結する事業者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可などを取得しなければならない。

キ 本業務の履行期間等

(ア) 設計業務委託（基本設計、実施設計）

契約締結日から令和8年3月31日まで

(イ) 工事請負（施工）

契約締結日から令和9年9月30日まで

(ウ) 工事監理業務委託（工事監理）

契約締結日から令和9年9月30日まで

(4) 契約方式

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の「設計交渉・施工タイプ」の対象工事であり、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と基本協定及び設計業務委託契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事請負契約及び工事監理業務委託契約を締結する。なお、工事請負及び工事監理業務委託の契約は、予算の成立及び市議会の議決（平塚市議会の議決を要する場合）を条件として締結するものであり、各条件が不成立となった場合においては、発注者は受注者に対する一切の責任を負わないものとする。

ア 事業費用

(ア) 上限額

a 設計業務委託

136,800,000円（消費税等相当額10%を含む税込）

(イ) 参考額（※）

a 工事請負

約22億円（消費税等相当額10%を含む税込）

b 工事監理業務委託

約8,000万円（消費税等相当額10%を含む税込）

※参考額について

- ・「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づき示すもの。
- ・平塚市契約規則第38条に規定される契約金額の基準ではなく、その範囲で契約を要するものではない。
- ・過去の同種工事等を基にして設定しており、優先交渉権者の選定における提案価格評価を行うために提示する目安となるもの。

(5) 関係書類等

参加表明及び技術提案等については、次に掲げる資料を踏まえて、所定の様式により作成すること。

提供資料①については、本市のホームページからダウンロードすること。

提供資料②については、本市よりデータダウンロード先をメールにて案内する。希望者は事務局に資料提供希望の旨を電子メールで現地確認参加申込の提出期限までに送信すること。なお、電子メールの件名は、「資料提供申込み（法人名）」とすること。

また、提供資料については、本事業の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

ア 提供資料①

(ア) 要求水準書

- (イ) 平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル技術評価基準書
(以下「提案評価基準書」という。)

- (ウ) 平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル様式集
(以下「様式集」という。)

- (エ) 平塚市中央図書館改修事業に係る基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」とい
う。）、設計業務委託契約書（案）及び平塚市中央図書館改修事業建築設計業務委託契約
約款（案）（以下「設計業務委託契約約款（案）」という。）

- (オ) 工事監理業務委託契約書（案）及び平塚市中央図書館改修事業建築工事監理業務委託契約
約款（案）（以下「工事監理業務委託契約約款（案）」という。）

- (カ) 工事請負契約書（案）及び平塚市中央図書館改修事業工事請負契約約款（案）（以下「工
事請負契約約款（案）」という。）

イ 提供資料②

- (ア) 要求水準書 添付資料

- (イ) 平塚市中央図書館改修事業基本計画書

- (ウ) 平成8年度耐震診断書

- (エ) 令和4年度劣化度診断各種資料

- (オ) 既存建物竣工図等

3. スケジュール

(1) プロポーザル公告から供用開始までのスケジュール

内 容	日 程
公募型プロポーザル公告（公募手続きの開始）	令和6年9月27日（金）
現地確認参加申込の受付開始	令和6年9月27日（金）
現地確認参加申込の提出期限	令和6年10月1日（火）
質問書提出届出の受付開始	令和6年10月1日（火）
現地確認の開催	令和6年10月7日（月）～9（水）
質問書提出届出の提出期限	令和6年10月15日（火）
質問応答結果の公表	令和6年10月25日（金）
プロポーザル提案参加表明書の受付開始	令和6年10月25日（金）
プロポーザル提案参加表明書の提出期限	令和6年10月30日（水）
選定結果通知・非選定結果通知の発送	令和6年11月12日（火）
VE項目対話申込書の受付開始	令和6年11月13日（水）
VE項目対話申込書の提出期限	令和6年11月15日（金）
VE項目対話の実施	令和6年11月26日（火）頃
VE提案採否の決定・結果通知	令和6年11月29日（金）
技術審査に係る提案書の受付開始	令和6年11月29日（金）
技術審査に係る提案書の提出期限	令和7年1月17日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年2月中旬
優先交渉権者選定の通知	令和7年2月下旬
価格の交渉、見積合わせ	令和7年3月上旬
基本協定・設計業務委託契約の締結	令和7年3月中旬
工事請負契約等に関する価格等の交渉	令和8年4月中旬
工事請負契約等に関する見積合わせ	令和8年5月上旬
市議会の議決	令和8年6月下旬
工事請負契約・工事監理業務委託契約の締結	令和8年7月中旬
工事着工	令和8年10月上旬
工事完了・引き渡し	令和9年9月下旬
供用開始予定	令和10年2月上旬

4 提案参加資格

(1) 提案参加者の構成要件

- ア 提案参加者は、単体企業又は複数の企業により構成される共同企業体であること。
- イ 提案参加者が共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とし、共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施すること。
- ウ 提案参加者が共同企業体の場合、共同企業体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、施工企業とすること。
- エ 提案参加者が共同企業体の場合は、代表構成員が発注者との対応窓口となること。
- オ 提案参加者が共同企業体の場合、代表構成員は、登記簿上の本店が平塚市内にあり、その本店は、事業活動を行うことに必要な機器や事務機器を有していること。
- カ 提案参加者が共同企業体の場合は、次の取扱いを準用すること。
 - (ア) 「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日建設省中建審発第12号）（最終改正令和4年5月20日国土交通省中建審第6号）
 - (イ) 「共同企業体運用準則」（共同企業体の在り方についてから抜粋）

(2) 提案参加者の共通要件

提案参加者である単体企業又は共同企業体の代表構成員及び各構成員は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 令和5・6年度平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。または、平塚市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、プロポーザル提案参加表明書（以下「参加表明書」という。）の受付開始時点で該当業務に係る営業項目において現に申請中であり、技術審査に係る提案書（以下「技術提案書」という。）の提出期限において登録が完了していること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた4（2）アに規定する入札参加資格を有すること。
- エ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度、4（2）アに規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- オ 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、上記4（2）アに規定する入札参加資格を有することになった者を除く。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- キ 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- ク 公募日から選定結果通知・非選定結果通知の発送日までの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- ケ 提案参加者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれもが、他の提案参加者でなく、また他の提案参加者である共同企業体の構成員でないこと。
- コ 提案参加者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれかとの間に、以下に該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係

にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第6

4条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

サ 本事業に係る管理支援（CMR：コンストラクションマネジメント）業務の受託者（明豊ファシリティワークス株式会社）又は同受託者と以下の資本人事関係において関連がない者であること。

(ア) 明豊ファシリティワークス株式会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が明豊ファシリティワークス株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における者

シ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、平塚市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。「暴力団員が実質的に経営を支配する業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。また、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。なお、これに準ずるものとは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(ア) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ウ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(エ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。また、「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

ス 審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

（3）提案参加者の資格要件

設計業務に当たる者、工事監理業務に当たる者及び施工業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができる。

ア 設計業務に当たる者の資格

設計業務に当たる者は、次の（ア）～（エ）の要件を全て満たす単体企業又は一の共同企業体の構成員であること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録があること。

(イ) 設計業務の管理技術者及び分担業務分野の主任技術者（以下「設計技術者」という。）を配置できること。なお、配置予定技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死

亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(ウ) 単体企業又は共同企業体の構成員は、平成21年4月以降に業務が完了した、以下の要件を満たす基本・実施設計業務又は耐震補強設計業務を元請として履行した実績があること。

・公共建物、文化・交流・公益施設等、又は学校等の基本・実施設計又は耐震補強設計

(エ) 主たる設計業務の再委託は不可とする。

イ 工事監理業務に当たる者の資格

工事監理業務に当たる者は、次の（ア）～（エ）の要件を全て満たす単体企業又は一の共同企業体の構成員であること。なお、共同企業体の構成員の場合、次の（ア）及び（エ）の要件を全て満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 工事監理業務の管理技術者及び分担業務分野の主任技術者（以下「工事監理技術者」という。）を配置できること。なお、配置予定技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(ウ) 単体企業又は共同企業体の構成員は、平成21年4月以降に業務が完了した、以下の要件を満たす工事監理業務を元請として履行した実績があること。

・公共建物、文化・交流・公益施設等、又は学校等の工事監理

(エ) 工事監理業務の再委託は不可とする。

ウ 施工业務に当たる者の資格

施工業務に当たる者は、次の（ア）～（エ）の要件を全て満たすこと。なお、共同企業体の構成員の場合は次の（ア）及び（オ）の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が5年以上であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第1項に規定する特定建設業の許可を有し、統括責任者、現場代理人、監理技術者及び施工業務の主任技術者（以下「施工技術者」という。）を配置できること。なお、配置予定技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(ウ) 平成21年4月以降に工事が完了し、引渡しが済んだ、以下の要件を満たす工事を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表構成員として施工実績があること。

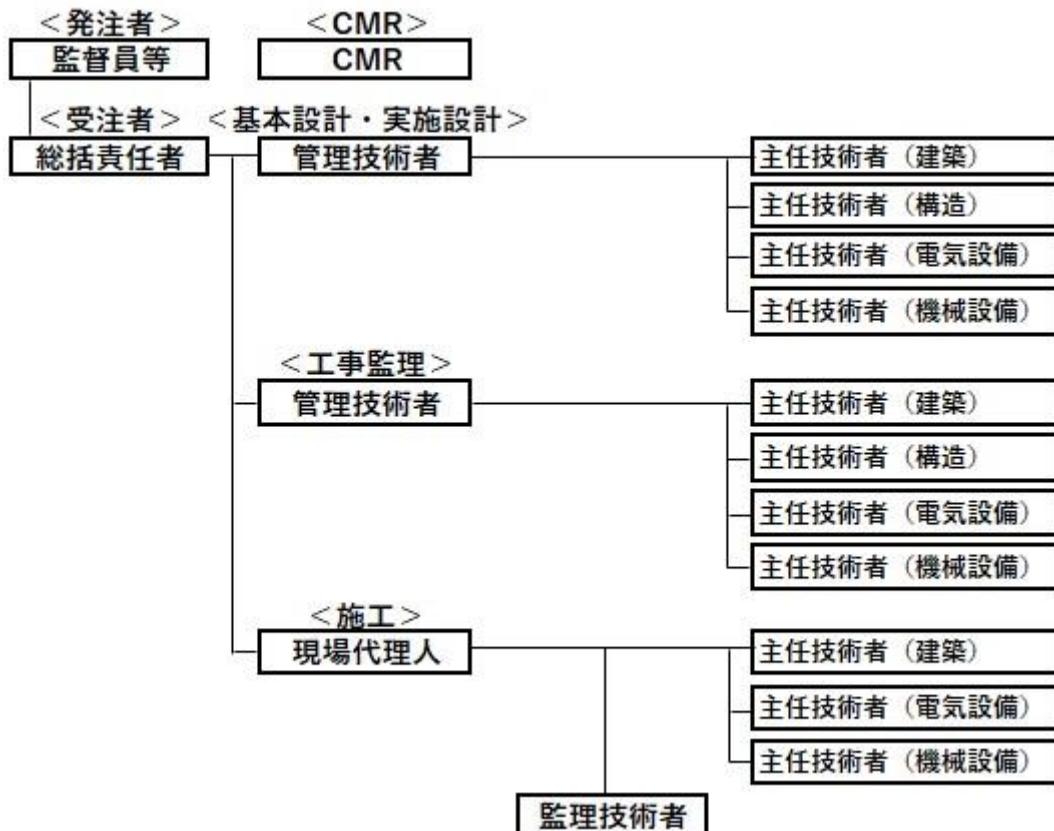
・公共建物、文化・交流・公益施設等、又は学校等の耐震補強工事

(エ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P）が500点以上であること。

(オ) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録されており、建築一式工事の等級がAランクであること。

(4) 配置予定技術者の資格

設計・工事監理・施工の各業務の実施体制を下図に示すものとする。



配置予定技術者は、次の要件を満たすこと。なお、当該業務期間中、専任配置とすること。

- ※「専任」とは、建設業法等において規定される監理技術者等を除き、専従配置を求めるものではなく、当該業務の役割を全うした上で、他業務への関与を可とする。
- ※ 参加表明書の受付開始において、設計及び施工・工事監理に関わる配置予定技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって参加表明書を提出する場合は、各々の業務着手時点までに当該候補者の中から配置技術者を決定すること。

ア 総括責任者の資格

総括責任者は、本事業全体をマネジメントし、事業全体の進捗管理や、設計業務、工事監理業務及び施工業務の取りまとめを行う。また、受注者の窓口として、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行う。

- (ア) 代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

<基本設計・実施設計>

イ 管理技術者（設計業務）の資格

設計業務を統括管理する者とする。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- (イ) 設計業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ウ) 平成21年4月以降に業務が完了した公共建物、文化・交流・公益施設等、又は学校等の基本・実施設計、耐震補強設計に管理技術者又は主任技術者等として従事した実績があること。

ウ 主任技術者（建築設計）の資格

建築分野における担当技術者を統括する役割を担う。なお、設計業務の管理技術者との兼務を認めること。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- (イ) 設計業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ　主任技術者（構造設計）の資格

構造分野における担当技術者を統括する役割を担う。なお、設計業務の管理技術者及び設計業務の他分野の主任技術者との兼務はできない。

- (ア) 建築士法第10条の3の1に規定する構造設計一級建築士であること。
- (イ) 設計業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ　主任技術者（電気設備設計）の資格

電気設備分野における担当技術者を統括する役割を担う。なお、設計業務の管理技術者及び設計業務の他分野の主任技術者との兼務はできない。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士又は建築設備士であること。
- (イ) 設計業務に当たる者（当該業務を再委託する場合は再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

カ　主任技術者（機械設備設計）の資格

機械設備分野における担当技術者を統括する役割を担う。なお、設計業務の管理技術者及び設計業務の他分野の主任技術者との兼務はできない。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士又は建築設備士であること。
- (イ) 設計業務に当たる者（当該業務を再委託する場合は再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

<工事監理>

キ　管理技術者（工事監理業務）の資格

工事監理業務を統括管理する者とする。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ク　主任技術者（建築工事監理）の資格

建築分野における担当技術者を統括する役割を担う。なお、工事監理業務の管理技術者との兼務を認める。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ケ　主任技術者（構造工事監理）の資格

構造分野における担当技術者を統括する役割を担う。なお、工事監理業務の管理技術者及び建築工事監理の主任技術者との兼務を認める。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

コ　主任技術者（電気設備工事監理）の資格

電気設備分野における担当技術者を統括する役割を担う。なお、機械設備工事監理の主任技術者との兼務を認める。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士又は建築設備士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者（当該業務を再委託する場合は再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

サ　主任技術者（機械設備工事監理）の資格

機械設備分野における担当技術者を統括する役割を担う。なお、電気設備工事監理の主任技術者との兼務を認める。

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士又は建築設備士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者（当該業務を再委託する場合は再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

<施工>

シ 現場代理人

本事業における施工の現場代理人とする。

(ア) 現場代理人は、工事期間中において当該工事現場に常駐させることができる者であること。

(イ) 施工业務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ス 監理技術者の資格

本事業における施工の監理技術者とする。なお、現場代理人との兼務を認める。

(ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

(イ) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

(ウ) 施工业務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(5) 提案参加者の参加資格確認基準日

提案参加者の参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準として行う。

(6) 構成員の変更

構成員は、原則として変更できない。ただし、技術提案書の提出期限の日までに、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議し、発注者がやむを得ないと認めた場合で、かつ、技術提案書の提出期限の日までに参加資格の確認を受けた場合はこの限りでない。

(7) 配置予定技術者の変更

配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、施工段階となった時期で施工及び工事監理に関する配置予定技術者は同様の資格、業務経験、要求する施工案件の経験を有していれば、事前申請の上、審査及び協議により、その限りではない。

5 優先交渉権者の選定基準

提案評価基準書のとおりとする。

6 募集要項等の閲覧

平塚市ホームページ (<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyoiku/iinkai.html>) のトップページの「平塚市中央図書館改修事業のプロポーザルを実施します」からダウンロードすること。

7 現地確認の参加申し込み

現地確認への参加希望がある場合は、別途様式により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年10月1日（火）午後5時まで（期限必着）

(2) 提出方法

現地確認参加申込書（様式1－1）に入力の上、指定の専用メールアドレスに送信すること。なお、電子メールの件名は、「【〇〇】平塚市中央図書館改修事業（現地確認申込）」とすること。（【〇〇】は会社名を記載する。）また、送信後、事務局に電話連絡すること。指定の専用メールアドレス：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(3) 申込に対する連絡

後日、申込者に対して、電子メールで、現地確認当日の集合時間等を連絡する。

(4) 現地確認

令和6年10月7日（月）から10月9日（水）

(5) 注意事項

ア 現地確認は対象施設の確認を目的とするものであり、当日において質問回答はしない。

イ 現地確認はCMRである明豊ファシリティワークス株式会社の担当者が対応する。

ウ 現地確認への参加人数は、1団体で10人以内とすること。

8 募集要項等に関する質問

募集要項等に関する質問がある場合は、別途様式により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年10月15日（火）午後5時まで（期限必着）

(2) 提出方法

質問書提出届（様式1－2）及び質問書（様式1－3）に入力の上、指定の専用メールアドレスに送信すること。

なお、電子メールの件名は、「【〇〇】平塚市中央図書館改修事業（質問）」とすること。

（【〇〇】は会社名を記載する。）

指定の専用メールアドレス：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(3) 質問応答結果の公表

令和6年10月25日（金）に、質問書の提出者宛に電子メールで回答することとし、併せて平塚市ホームページに公開する。なお、公開については、原則として、質問と回答の内容のみとし、個人に関する情報や法人の競争上の地位その他正当な利益を具体的に害すると認められる情報等は非公開とする。

9 プロポーザル事前審査に関する書類の提出

提案参加者は、次のアからキの書類を提出すること。詳細については、「様式集」を参照すること。

(1) 提出書類

ア 表紙（様式2－1）

イ プロポーザル提案参加表明書（様式2－2）

ウ 共同企業体構成表（様式2－3）

エ 設計実績及び設計配置予定技術者の実績（様式2－4）

（ア）添付書類

・会社概要

・商業登記簿謄本（現在事項証明書）※公告日以降に交付されたものを提出すること。

・納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）の写し（最近1年間の未納がないことが証明できるもの）

・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類

・設計企業の実績に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し

・配置予定の管理技術者の一級建築士免許証の写し及び建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了証の写し

・配置予定の管理技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）

・参加資格要件を満たす実績（管理技術者）に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し。

・配置予定の電気設備工事の設計に係る主任担当技術者の必要資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

・配置予定の電気設備工事の設計に係る主任担当技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）

・配置予定の機械設備工事の設計に係る主任担当技術者の必要資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

・配置予定の機械設備工事の設計に係る主任担当技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）

オ 工事監理実績及び工事監理配置予定技術者の実績（様式2－5）

(ア) 添付書類

- ・会社概要
- ・商業登記簿謄本（現在事項証明書）※公告日以降に交付されたものを提出すること。
- ・納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）の写し（最近1年間の未納がないことが証明できるもの）
- ・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類
- ・実績に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し
- ・配置予定の管理技術者の一級建築士免許証の写し及び建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了証の写し
- ・配置予定の管理技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）
- ・参加資格要件を満たす実績（工事監理者）に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し。
- ・配置予定の電気設備工事の工事監理に係る主任担当技術者の必要資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）
- ・配置予定の電気設備工事の工事監理に係る主任担当技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）
- ・配置予定の機械設備工事の工事監理に係る主任担当技術者の必要資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）
- ・配置予定の機械設備工事の工事監理に係る主任担当技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）

カ 施工実績及び施工配置予定技術者の実績（様式2－6）

(ア) 添付書類

- ・会社概要
- ・商業登記簿謄本（現在事項証明書）※公告日以降に交付されたものを提出すること。
- ・納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）の写し（最近1年間の未納がないことが証明できるもの）
- ・建設業許可申請書の写し（許可区分及び当該営業所が確認できる項のみで可）
- ・経営事項審査（建築）に係る客観的点数を証する書類
- ・参加資格要件を満たす実績（建設企業）に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し
- ・配置予定の監理技術者の建築一式工事の監理技術者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
- ・配置予定の技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）
- ・参加資格要件を満たす実績（監理技術者）に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し。
- ・配置予定の電気設備工事の建設に係る主任技術者の必要資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）
- ・配置予定の電気設備工事の建設に係る主任技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）

- ・配置予定の機械設備工事の建設に係る主任技術者の必要資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）
- ・配置予定の機械設備工事の建設に係る主任技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料（健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）

キ 共同企業体協定書（様式2-7）

(2) 提出期限

令和6年10月30日（水）午後5時まで

事務局受付時間：平日の火曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

（ただし、月曜日が祝日だった場合は、その翌日の火曜日は休館となる。）

(3) 提出先

2. (2) 本事業の事務局 に同じ

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）による。（郵送、託送による場合は、封筒に「平塚市中央図書館改修事業参加資格表明書在中」と朱書きにより明記すること。）

(5) 提出部数

正1部、写し6部、同内容の電子ファイル2部（CD-R等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。）

A4版縦長とし、ホッチキス留め（左側2箇所）にすること。

(6) 結果通知

参加資格確認の結果は、令和6年11月12日（火）頃に電子メールにより通知する。

10 VE提案及びVE項目対話

(1) VE提案の提出

参加資格確認の結果、資格が確認された提案参加者はVE提案を行うことができる。価値工学（VE：バリュー・エンジニアリング）とは、機能・品質を低下させずにコストを低減できる手段又はコストを上げずに機能・品質を向上させる手段を採用することにより、コスト縮減や機能及び品質の向上を図る取組みである。本事業においては、次の①～③が前提となる。ただし、VE提案においては、次の①に限定することとし、次の②及び③については、技術提案書で提案する。

①機能・品質を維持したままコストを下げる。（VE提案の対象）

②機能・品質を向上させ、コストを下げる。（技術提案書の対象）

③機能・品質を向上させ、コストを維持する。（技術提案書の対象）

*事業費の範囲内で、コストが上がるものの、機能・品質を向上させることができる提案は、技術提案書に記載する。

VE提案は本事業に関わる全ての項目とするが、要求水準書の内容を逸脱する提案は認めない。ただし、要求水準書に囚われずに、コスト縮減・機能向上に資する幅広い提案を求めるため、判断に迷う案についても、VE項目対話の機会を活用した積極的な提案を期待する。

提案参加者は、次のアからウの書類を提出すること。詳細については、「様式集」を参照すること。

ア 提出書類

- (ア) VE項目対話申込書（様式3-1）
- (イ) VE項目一覧（様式3-2）
- (ウ) VE項目添付資料（様式3-3）

イ 提出期限

令和6年11月15日（木）午後5時まで

事務局受付時間：平日の火曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
(ただし、月曜日が祝日だった場合は、その翌日の火曜日は休館となる。)

ウ 提出先

2. (2) 本事業の事務局 に同じ

エ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）による。（郵送、託送による場合は、封筒に「平塚市中央図書館改修事業VE対話申込書在中」と朱書きにより明記すること。）

オ 提出部数

正1部、写し6部

様式3をA4縦長ファイル綴じにすること。

(2) VE項目対話の実施

VE提案の内容の理解を深めるとともに、提案されたVE提案のうち、内容を確認する観点から、発注者と提案提出者による対話をを行う。

ア 実施日

令和6年11月26日（火）頃 ※個別に連絡予定。

イ 実施場所

平塚市中央図書館（予定） ※個別に連絡予定。

ウ 参加人数

提案提出者に所属する者で10名以内とする。

エ 留意事項

(ア) VE項目対話は、発注者と提案提出者との意思疎通を図る場でもあり、提案提出者の固有の提案に直接関わる内容になることが想定されるため、提案提出者ごとに個別に実施する。

(イ) 発注者から、VE提案の内容の不明点について質問等を行う。

(ウ) VE提案の内容に関して、その一部を改善することで、より優れた提案になると認められる場合や、一部の不備を解決できると認められる提案については、提案提出者に内容を確認した上で、必要に応じて改善することとする。

(エ) 技術・工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

(オ) 提案提出者は、技術対話を踏まえて、技術提案書・見積書を提出することができる。

(カ) プロジェクタ、HDMIケーブル及びスクリーンは、発注者において用意するが、ノートパソコン等は提案提出者にて用意すること。

(3) 採否の通知

発注者は、各VE提案の採否を判断し、技術提案書の受付開始までに、結果を技術提案書提出者に電子メールにより通知する。また、結果は原則、平塚市ホームページで公表とするが、内容が技術提案書提出者の特殊な技術に関する部分であった場合は非公表とする。

1.1 技術提案書等の提出

技術提案書提出者は、VE提案の採否に関する通知及びVE項目対話を踏まえ、技術提案書及び提案時見積書を提出する。なお、詳細については、「様式集」を参照すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式4-1）

イ 提案書類確認書（様式4-2）

ウ 要求水準に関する誓約書（様式4-3）

エ 技術審査に係る提案書（表紙）（様式5-1）

オ 技術提案書（様式5-2）

カ 技術提案書類（仮設及び施工計画）（自由様式）

キ 技術提案書類（改修計画案（内外部））（自由様式）

- ク 技術提案書類（耐震補強計画案）（自由様式）
- ケ 事業実施体制（様式5-3）
- コ V E項目一覧（対話済み）（様式5-4）
- サ V E項目添付資料（対話済み）（様式5-5）
- シ 業務工程表（自由様式）
- ス 技術提案見積書及び内訳書（様式6-1）（封入封緘すること。）

(2) 提出期限

令和7年1月17日（金）午後5時

事務局受付時間：平日の火曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
(ただし、月曜日が祝日だった場合は、その翌日の火曜日は休館となる。)

(3) 提出先

2. (2) 本事業の事務局 に同じ

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）による。（郵送、託送による場合は、封筒に「平塚市中央図書館改修事業技術提案書在中」と朱書きにより明記すること。）

(5) 提出部数

正1部。副本6部、同内容の電子ファイル2部（CD-R 等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。）また、「様式6-1 技術提案見積書及び内訳書」はMicrosoft Excel形式とすること。

1.2 提案審査及び優先交渉権者の選定

審査は、審査委員会において行う。技術提案書提出者は、審査委員に技術提案書等の提案内容の理解をより深めてもらうためにプレゼンテーションを行い、その後、審査委員からのヒアリングを受ける。審査委員会は、技術提案書及び見積書に対し、提案評価基準書に基づいて提案審査を行い、評価点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者として特定する。

(1) プrezentation及びヒアリングの実施日

令和7年2月中旬 ※個別に連絡する。

(2) 実施場所

平塚市中央図書館（予定） ※個別に連絡する。

(3) 参加人数

技術提案書提出者に所属する者で10名以内とする。なお、配置予定技術者のうち、統括責任者、現場代理人、管理技術者（設計業務）、構造設計担当者、監理技術者の5名は必ず参加すること。

(4) 結果通知

令和7年2月下旬

(5) 通知方法

技術提案書提出者に郵送

(6) 結果公表

平塚市ホームページで公表

(7) プrezentationにおける留意事項

プレゼンテーションの実施方法は後日、個別に連絡する。

1.3 提出書類の取扱い

- ア 提出された参加表明書及び技術提案書等を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- イ 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、提案参加者の選定以外に提案参加者に無断で使用しない。
- ウ 提出された技術提案書は、優先交渉権者等の選定以外に提案参加者に無断で使用しない。
また、特定された技術提案書を公開する場合は、事前に技術提案書提出者の同意を得るものと

する。

- エ 提出期限以降における参加表明書、技術提案書等及び資料の差し替え・修正再提出は、発注者から指示する場合を除き認めない。なお、発注者が必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。
- オ 本手続及び本事業に関して提案参加者が作成し、又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。
提案参加者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

1.4 契約に関する事項

（1）事業契約の締結

提案価格に基づき選定された優先交渉権者と基本協定書を締結した後、設計のみの予定価格設定、見積合わせを経て設計業務委託の契約を締結する。また、優先交渉権者が作成する実施設計後の見積に基づき予定価格を設定し、価格交渉・見積合わせを経て、市議会議決の後、工事請負契約及び工事監理業務委託契約を締結する。

なお、価格交渉・見積合わせの結果、契約に至らなかった場合は、優先交渉権者から辞退届を提出させ、次点交渉権者と同様の手続きを行い、以降、交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

（2）技術提案の責任の所在

提出した技術提案に基づき、責任を持って確實に本事業を履行すること。

（3）技術提案が達成されなかつたときの取扱い

技術提案が、受注者における是正の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合、発注者は、当該金額と契約金額の差額を違約金相当額として減額する。ただし、発注者と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。なお、違約金相当額の計算方法については以下のとおりとする。

【違約金相当額の計算方法】

違約金相当額（税抜き）＝ 契約金額（税抜き）×（1－履行できない提案を控除した場合の評価点／契約時の評価点）

※計算過程は小数点以下第4位未満を切り捨てとし、違約金相当額は1円未満を切り捨てる。

（4）契約書類等の作成

優先交渉権者は契約書を作成すること。

1.5 支払い条件

事業契約に係る費用（前払金及び中間前金払を含む。）は、受注者からの請求に基づき各会計年度において支払う。詳細は契約書による。

1.6 無効・失格要件

- （1）参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- （2）提出された参加表明書及び技術提案書等が次のいずれかに該当する場合は、原則、その参加表明書及び技術提案書等を無効とする。
- ア 参加表明書、技術提案書等の全部又は一部が提出されていない場合
イ 参加表明書、技術提案書等と無関係な書類である場合
ウ 他の業務の参加表明書、技術提案書等である場合
エ 白紙である場合
オ 実施要領等に指示された項目を満たしていない場合
カ 発注者名に誤りがある場合

- キ 発注案件名に誤りがある場合
- ク 提案参加者名に誤りがある場合
- ケ その他、未提出又は不備がある場合

1.7 費用負担

参加表明書及び技術提案書等の作成提出、プレゼンテーション・ヒアリング等の実施に関する費用等は、提案参加者の負担とする。

1.8 その他

- (1) 技術提案書等の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (2) 本手続において使用する言語は日本語、通貨単位は円に限る
- (3) プロポーザルの結果は、平塚市ホームページで公表することとし、公表内容は、特定候補者の名称、全提案事業者の名称、全提案事業者の評価点とする。ただし、落選した事業者の競争上の地位に配慮するため、提案参加者が2者の場合、提案参加者名は公表するが、特定されなかった提案参加者の評価点と提案金額は公表しない。また、提案参加者が3者以上の場合、申込をした提案参加者の名称は公表するが、特定結果の公表に当たっては、最優秀提案参加者以外の提案参加者名と提案金額は公表しない。
- (4) プロポーザルに関する一連の資料は、平塚市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合があるものとする。ただし、公表される資料に含まれる個人に関する情報や法人の競争上の地位その他正当な利益を具体的に害すると認められる情報等、平塚市情報公開条例第5条各号の規定に該当するものについては、非公開となる場合がある。

(参考) 本プロポーザルの流れ

<凡例>

提出者

事務局

審査委員会

